

◇番号：201910

◇研究機関名	京都大学	◇不正の種別	不正な謝金の支出（カラ謝金ではない）
◇不正が行われた年度	平成 28 年度	◇最終報告書提出日	令和 2 年 1 月 22 日
◇不正に支出された研究費の額	19,200 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

平成 30 年 12 月 25 日、労務提供の事実がないにもかかわらず、文学研究科教授が架空の実施日と実施内容を勤務表等に記入し、従事者に押印及び自署をするよう指示したが、指示に従わず押印及び自署を断った従事者の勤務表等には、教授自らが印鑑を買って押印した上で当該従事者へ再度、自署を依頼する旨のメールを送り、従事者が自署を再び断ったにもかかわらず謝金が支払われたとする旨の通報があった。

【調査に至った経緯等】

予備調査の結果、関係者間の証言には大きな隔たりがあり、事実関係を明確にするためには本格的な調査が必要と判断した。

◇調査

【調査体制】

部局調査委員会（学内委員 6 名、学外委員（弁護士）1 名）及び本部調査委員会（学内委員 7 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施。

【調査内容】

・調査期間

平成 31 年 1 月～令和元年 12 月

・調査対象

関係書類の保存期間（平成 23 年 4 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日）に教授が支出等に関連した全ての財源を対象に調査を実施。

・調査方法

書面調査においては、教授が支出等に関連したすべての財源について、関係資料を精査し事実確認を実施。また、教授を含む文学研究科の在職者に対しては聞き取り調査を、過去の在籍者に対しては調査票による調査を実施。

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】

不正な謝金の支出（カラ謝金ではない）

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

従事者が自身の謝金受給に対して正当性に疑義を感じ、その疑義が解消されない限り必要な勤務表への署名、押印をしない旨を教授に伝えた際に、教授は「業務を行ってもらった対価として謝金をきちんと支払うことが大切で、このままだと謝金が払えなくなってしまう。」と考え、手続きを進めることを優先させてしまった。また、本調査の結果、今回の当該業務について実態があったものとして認定している。

・手法

本来は従事者が署名・押印しなければならない勤務表について、教授が従事者の承諾を得ることな

く自身で勤務表に署名・押印した。教授が作成した当該勤務表に基づき、従事者に謝金が支給された。

・不正に支出された研究費等の種類、額、年度及び関与した研究者数

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	19,200 円	平成 28 年度	1 人
計	19,200 円		1 人

・私的流用の有無

今回不正に支出された金員については、業務に対する謝金として従事者に支払いがされていること、聞き取り調査において従事者は、受給した謝金額に相当する金員を使用せずに保管していることが判明したことから、私的流用はなかったと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

平成 28 年度に従事者に対して支給された謝金は、教授が作業の進捗状況を把握していたものの、従事者に対する業務内容の説明が不十分であった。そのため従事者は、謝金受給の正当性に疑問を抱き、その点が明確にならない以上受給に必要な会計書類に署名及び押印はできない、との意思を伝えていたにもかかわらず、教授が従事者の承諾を得ることなく自ら従事者名義の署名及び押印をする偽造行為を行って謝金を支給したことは、本来、従事者が自ら署名及び押印しなければならないというルールに違反する行為であり、研究費の不正であると判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

教授は、京都大学の会計ルールで定められている謝金を支給する際の正当な事務手続きが存在することを認識していたにもかかわらず、一部の手順を適切に実施していなかった。今回発覚した研究費不正に及んだ背景には、教授と従事者とのコミュニケーション不足が大きな要因ではあるが、教授の研究費執行に関する規範意識の不足に加え研究者倫理の自覚不足もあった。

【再発防止策】

- ① 給与、謝金、旅費を受給する場合の禁止事項等について、再度、周知徹底する。
- ② 今回の事案をコンプライアンス研修において事例として取り上げ、注意喚起を行う。
- ③ 研究費の適正管理に関する資料や会計規程を始めとした各種規程等のコンプライアンス順守に係るコンテンツを用意し、全教職員に対し受講を義務づける。
- ④ 謝金業務について、業務内容や従事する日時、単価等を必ず事前に説明し、従事意思の確認を行うことを徹底する。特に学生については、事前説明を行ったうえで従事することを承諾する旨の従事意思を書面で確認することを再度、周知徹底する。
- ⑤ 研究補助、資料整理といった継続的な業務に対する謝金については、雇用への移行を検討し、労働条件通知書が交付されることによる厳格な雇用体制を構築する。
- ⑥ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、オフィスアシスタントの採用時に、労働条件通知書に併せて、「給与、謝金、旅費を受給される学生への禁止事項等の再周知について」及び「教職員にかかる適切な勤務管理について」を配布するとともに、これらの事項について説明することで、再度、制度の理解の徹底を図る。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

当該教授を国立大学法人京都大学教職員就業規則に基づき、令和2年6月29日付で懲戒処分。（戒告）

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

交付を受けている科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）については、平成31年1月から使用停止措置を行った。

・本件の公表状況

京都大学における競争的資金等の不正経理に係る調査結果について
令和2年6月29日 京都大学ホームページに公表（氏名公表あり）